



2017年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 個人
資産相談業務

実施日◆2017年5月28日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○7月4日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、またはスマートフォン(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（57歳）は、高校卒業後に会社に就職したが、30歳のときに家業を継ぎ個人事業主となった。Aさんには子どもが1人いるが既に独立しているため、現在は妻Bさん（55歳）との2人暮らしである。Aさんは、最近、老後の生活について考えるようになり、その前提として、公的年金制度を理解したうえで老後資金を準備するための方法を知りたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（個人事業主）

生年月日：昭和34年12月19日

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和53年 4月 平成元年12月

平成29年 6月

厚生年金保険	国民年金	国民年金
被保険者期間 140月	保険料納付済期間：294月 保険料全額免除期間：36月(平成17年7月～平成20年6月)	(保険料納付予定) 30月
18歳	30歳	57歳 60歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和36年11月27日

20歳から国民年金に加入。平成17年7月から平成20年6月までの保険料全額免除期間を除き、保険料を納付している。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんが60歳に達するまで国民年金の保険料を納付した場合の老齢基礎年金の年金額を試算した。Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を算出する計算式は、次のうちどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、平成28年度価額に基づいて計算するものとする。

- 1) $780,100円 \times \frac{324月 + 36月 \times \frac{1}{3}}{480月}$
- 2) $780,100円 \times \frac{444月 + 36月 \times \frac{1}{3}}{480月}$
- 3) $780,100円 \times \frac{464月 + 36月 \times \frac{1}{3}}{480月}$

《問2》 Mさんは、Aさんが受給することのできる公的年金制度からの老齢給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金には、加給年金額が加算されます」
- 2) 「Aさんは、原則として60歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます」
- 3) 「Aさんが60歳到達日以降に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、老齢基礎年金の年金額は繰上げ1カ月当たり0.5%減額されます」

《問3》 最後に、Mさんは、小規模企業共済制度について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から()円の範囲内で、500円刻みで選択することができ、その全額が()の対象となります。共済金(死亡事由以外)の受取方法には、『一括受取り』『分割受取り』『一括受取り・分割受取りの併用』があります。個人事業主が廃業した場合に受け取る『一括受取り』の共済金は、()所得として扱われます」

- | | | | |
|----|--------|------|----|
| 1) | 30,000 | 税額控除 | 退職 |
| 2) | 68,000 | 所得控除 | 一時 |
| 3) | 70,000 | 所得控除 | 退職 |

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（35歳）は、子どもが生まれたことから、「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（以下、当該非課税措置を『ジュニアNISA』、当該非課税口座を『ジュニアNISA口座』という）」を利用した資産運用について関心を持つようになった。Aさんは、かねてより注目していたX株式会社の上場株式（以下、「X社株式」という）に関する情報を収集し、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが購入を検討しているX社株式に関する資料は、以下のとおりである。

X社株式に関する資料

- ・業種 : 精密機械器具製造業
- ・特徴 : 国内販売およびアジア各国への輸出も拡大している。
- ・株価 : 3,000円
- ・当期純利益 : 30億円
- ・純資産（自己資本） : 400億円
- ・総資産 : 1,500億円
- ・発行済株式数 : 2,000万株
- ・前期の配当金の額（年額）: 12億円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、ジュニアNISAについて説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「ジュニアNISAは、ジュニアNISA口座に受け入れた上場株式や公募株式投資信託等の配当金等や譲渡益等が非課税となる制度です。X社株式もジュニアNISA口座に受け入れることができます。未成年者が口座開設者となり、原則として、その親権者等が未成年者を代理して運用管理等を行います。ジュニアNISA口座に受け入れることができる上場株式等の新規投資による受入限度額（非課税枠）は年間（ ）です。その非課税期間は最長で（ ）となります。なお、ジュニアNISA口座に受け入れた上場株式等の配当金等や譲渡代金は、原則として、口座開設者が3月31日時点で（ ）である年の前年の12月31日まで、ジュニアNISAに係る口座外に払い出すことはできません」

- | | | | |
|----|-------|-----|-----|
| 1) | 80万円 | 3年間 | 20歳 |
| 2) | 120万円 | 5年間 | 20歳 |
| 3) | 80万円 | 5年間 | 18歳 |

《問5》 Mさんは、株式投資について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「X社はアジア各国への輸出も拡大している企業であるため、一般に円高の進行は株価にとって好材料となります」
- 2) 「X社から支払われる1株当たりの配当金の額は会社の定款で定められているため、決算期ごとに同額が支払われます」
- 3) 「株式投資においては、株価の変動により損失を被る可能性がありますので注意が必要です。株式を購入する場合、その会社の業績だけでなく、その製品の市場動向についても着目することが重要です」

《問6》 X社株式の投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) PER（株価収益率）は、20倍である。
- 2) PBR（株価純資産倍率）は、0.4倍である。
- 3) 配当利回りは、2%である。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、事業を営む個人事業主である。Aさんは、父親から現在の事業を引き継いで以来、青色申告により確定申告を行っている。また、Aさんは、平成28年中に、加入していた一時払変額個人年金保険の解約返戻金を受け取った。

Aさんの平成28年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん （50歳）：個人事業主
- ・ 妻Bさん （46歳）：Aさんの青色事業専従者として、平成28年中に青色事業専従者給与96万円（事前届出額以内で労務の対価として適正である）の支払を受けている。
- ・ 長男Cさん（21歳）：大学生。平成28年中に収入はない。
- ・ 長女Dさん（14歳）：中学生。平成28年中に収入はない。

Aさんの平成28年分の事業所得の金額に関する資料

- ・ 事業所得の金額 ： 750万円（青色申告特別控除後の金額）

Aさんが平成28年中に解約した一時払変額個人年金保険に関する資料

- 保険の種類 ： 一時払変額個人年金保険
- 契約年月日 ： 平成16年5月1日
- 契約者（＝保険料負担者）： Aさん
- 解約返戻金額 ： 450万円
- 正味払込済保険料 ： 360万円

妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税の青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

) 青色申告による税務上の特典の1つに青色申告特別控除がある。() または事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、その取引の内容を正規の簿記の原則により記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表等を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出した場合、青色申告特別控除として最高() を所得金額から控除することができる。

) 青色申告者の所得税の計算において、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額(純損失の金額)が生じた場合、その損失の金額を翌年以後() にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができる。

- | | | | |
|----|-------|------|-----|
| 1) | 不動産所得 | 60万円 | 5年間 |
| 2) | 不動産所得 | 65万円 | 3年間 |
| 3) | 譲渡所得 | 65万円 | 3年間 |

《問8》 Aさんの平成28年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんは控除対象配偶者に該当するため、Aさんは、配偶者控除の適用を受けることができ、その金額は38万円である。
- 2) 長男Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、扶養控除の適用を受けることができ、その金額は63万円である。
- 3) 長女Dさんは一般の控除対象扶養親族に該当するため、Aさんは、扶養控除の適用を受けることができ、その金額は38万円である。

《問9》 Aさんの平成28年分の総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 770万円
- 2) 790万円
- 3) 795万円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（45歳）は、父親から相続により取得したマンション（以下、「物件X」という）で妻Bさん（43歳）と2人で暮らしていたが、手狭になってきたため、仲介業者を通して物件Xを第三者のCさんに売却したうえで、近くの戸建住宅（以下、「物件Y」という）に住み替える予定である。Aさんは、物件Xを売却して得た資金を物件Yの購入に充てたいと考えている。

物件Xおよび物件Yに関する資料は、以下のとおりである。

物件Xおよび物件Yに関する資料

	物件X（譲渡予定マンション）	物件Y（購入予定戸建住宅）
取得時期	平成14年7月 （父親から相続により取得）	平成29年6月予定
取得価額	不明	6,000万円 ・土地 3,500万円 ・建物 2,500万円
譲渡時期	平成29年6月予定	
譲渡価額	4,500万円	
固定資産税 評価額	2,400万円	4,200万円
条件等	仲介手数料等の譲渡費用は、150万円	

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産を売買する場合の留意点に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 物件Xの売買契約締結時において、AさんがCさんから解約手付を受領した場合、民法上、AさんはCさんが契約の履行に着手するまでは、手付金の倍額を償還することで契約を解除することができる。
- 2) 土地・家屋の固定資産税の納税義務者は、毎年4月1日現在で所有者として固定資産課税台帳に登録されている者であるが、実務上、売買契約により、売主と買主の間で固定資産税の負担割合を所有期間で按分して精算するのが一般的である。
- 3) 売買に伴って所有権移転登記をする際に課される登録免許税の課税標準となる不動産の価額は、その実際の売買金額である。

《問11》 不動産登記記録に関する次の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。

不動産登記記録は、表題部と権利部に分かれており、権利部はさらに甲区および乙区に分かれている。表題部の土地の表示には、所在・地番・地目・()等が、区分建物ではない建物の表示には、所在・()・構造・床面積等が記載されている。一方、権利部の甲区には()に関する登記事項が記載されており、乙区には()以外の権利に関する登記事項が記載されている。

- | | | | |
|----|------|--------|-----|
| 1) | 地積 | 家屋番号 | 所有権 |
| 2) | 住居表示 | 家屋番号 | 抵当権 |
| 3) | 地積 | 住宅性能評価 | 所有権 |

《問12》 物件Xの売却にあたって「居住用財産の譲渡所得の特別控除(いわゆる居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例)」の適用を受けた場合における課税譲渡所得の金額として最も適切なものは、次のうちどれか。なお、取得費については概算取得費を用いるものとする。

- 1) $4,500万円 - (450万円 + 150万円) - 3,000万円 = 900万円$
- 2) $4,500万円 - (225万円 + 150万円) - 3,000万円 = 1,125万円$
- 3) $4,500万円 - 225万円 - 3,000万円 = 1,275万円$

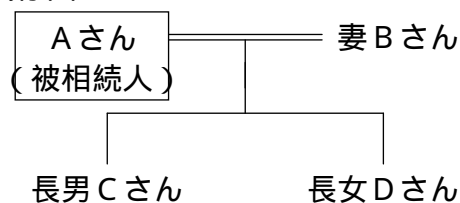
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

不動産賃貸業を営んでいたAさんは、平成29年3月6日に70歳で死亡した。Aさんには妻Bさん（64歳）との間に、長男Cさん（38歳）および長女Dさん（35歳）の2人の子どもがいる。Aさんは、生前、相続対策として、妻および子どもたちに財産の贈与を行っていた。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産の状況（相続税評価額）

- ・賃貸アパート（家屋）：1,800万円
- ・賃貸アパート（敷地）：4,000万円
- ・預貯金 ：9,000万円
- ・上場株式（X社株式）：1,500万円

長男Cさんに対して、平成25年10月に飲食店の開業資金として現金200万円を贈与した。長男Cさんは、この受贈財産に係る暦年課税の申告をして、贈与税を納付している。

長女Dさんに対して、平成27年8月に賃貸アパートの家屋2,000万円（贈与時点の相続税評価額）を贈与した。長女Dさんは、この受贈財産に係る贈与税について相続時精算課税制度の適用を受けた。

妻Bさんに対して、平成28年5月に自宅の家屋および敷地を贈与した。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

-) Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、()である。
-) Aさんが平成29年分の所得税の確定申告書を提出しなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始のあったことを知った日の翌日から()以内に、所得税の準確定申告書を提出しなければならない。
-) 相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から()以内に、提出しなければならない。

- 1) 4,200万円 4 カ月 12カ月
- 2) 4,800万円 4 カ月 10カ月
- 3) 4,800万円 6 カ月 10カ月

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 妻BさんがAさんから贈与を受けた財産については、贈与時の価額から贈与税の配偶者控除の適用を受けた金額(特定贈与財産の額)を控除した価額によって、Aさんの相続に係る相続税の課税価格に加算する。
- 2) 長男CさんがAさんから贈与を受けた現金200万円については、相続税の課税価格に加算される。
- 3) 長女Dさんが相続時精算課税制度の適用を受けて贈与された財産は、Aさんの相続に係る相続税の計算において、相続開始時の価額によって相続税の課税価格に加算する。

《問15》 Aさんの相続に係る課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が2億1,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 4,250万円
- 2) 6,300万円
- 3) 6,750万円

<資料> 相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	～ 1,000	10%	-
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円